

令和7年第3回定例会

福山地区消防組合議会会議録

2025年（令和7年）12月15日

福山地区消防組合議会

令和7年第3回福山地区消防組合議会定例会会議録目次

2025年（令和7年）12月15日

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出欠席	1
開会・開議	3
諸般の報告	3
消防業務報告	3
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
管理者挨拶	5
報第 1号 損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分の報告について	7
議第 9号 令和6年度福山地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について	7
議第10号 令和7年度福山地区消防組合一般会計補正予算	10
議第11号 福山地区消防組合職員の給与に関する条例の一部改正について	12
議第12号 福山地区消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	13
議第13号 福山地区消防組合火災予防条例の一部改正について	15
閉会	19

令和7年第3回福山地区消防組合議会定例会会議録

2025年（令和7年）12月15日（月曜日）

福山市議会議事堂全員協議会室

議 事 日 程

- 2025年（令和7年）12月15日 午前10時開議
- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報第 1号 損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分の報告について
- 第4 議第 9号 令和6年度福山地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について
- 第5 議第10号 令和7年度福山地区消防組合一般会計補正予算
- 第6 議第11号 福山地区消防組合職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第7 議第12号 福山地区消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 第8 議第13号 福山地区消防組合火災予防条例の一部改正について
-

本日の会議に付した事件

諸般の報告

消防業務報告

以下議事日程のとおり

出 席 議 員

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 佐久間 裕 徳 | 2番 平 川 富 章 |
| 3番 清 水 寛 敏 | 4番 木 村 素 子 |
| 5番 野 村 志津江 | 6番 小 山 友 康 |
| 7番 福 田 勉 | 8番 小 川 善 久 |
| 9番 八 杉 光 乗 | 10番 奥 陽 治 |
| 11番 石 口 智 志 | 12番 能 宗 正 洋 |
| 13番 田 辺 稔 | 14番 連 石 武 則 |

15番 加藤吉秀

17番 今岡芳徳

19番 稲葉誠一郎

16番 岡崎正淳

18番 池上文夫

20番 小林茂裕

説明のため出席した者の職氏名

管 理 者 枝広 直幹

副 管 理 者 小野 申人

監 査 委 員 小葉竹 靖

会 計 管 理 者 甚田 温子

総 務 部 長 片岡 伸夫

総務部総務課長 曾根 康太

総務部予防課長 下見 育弘

警防部警防課
警防司令官 堤 太作

警防部指令課長 吹抜 芳昌

北 消 防 署 長 能島 正和

西 消 防 署 長 濱田 信孝

芦品消防署長 寺山 文宏

府中消防署長 杉原 誉輝

副 管 理 者 中島 智治

副 管 理 者 入江 嘉則

監 査 委 員 木野山孝志

消 防 局 長 濱田 善章

警 防 部 長 三好 浩正

総務部総務課
企画管理担当課長 高卯 文紀

警防部警防課長 木舎 晴可

警防部救急課長 鴨田 吉浩

南 消 防 署 長 徳光 宏明

東 消 防 署 長 川崎 憲和

水上消防署長 藤川 真悟

深安消防署長 村上 典秀

事務局出席職員

事 務 局 長 福田 等

事 務 局 員 栗田 純一

書 記 前 孝直

事 務 局 員 佐藤 美穂

書 記 藤井 良彦

午前10時00分開会

議長（今岡芳徳） おはようございます。

ただいまから令和7年第3回福山地区消防組合議会定例会を開会いたします。

議長（今岡芳徳） これより本日の会議を開きます。

議長（今岡芳徳） ただいまの出席議員20人であります。

諸般の報告

議長（今岡芳徳） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

監査委員から2025年、令和7年4月分から9月分までの例月出納検査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付いたしております。

以上の報告について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（今岡芳徳） これをもちまして諸般の報告を終了いたします。

消防業務報告

議長（今岡芳徳） 次に、消防局長から消防業務報告の申し出がありますので、これを許可いたします。

消防局長。

消防局長（濱田善章） 貴重な時間をいただき、消防業務につきまして御報告を申し上げます。

初めに、消防活動の連携強化についてでございます。

11月1日、2日に鳥取県内で実施された中国・四国ブロック緊急消防援助隊合同訓練に、福山地区消防組合からは救助小隊5人、後方支援小隊5人の合計2隊10人が参加いたしました。この訓練では、大規模災害に対応するための参集訓練及び実践的な部隊運用訓練を実施しました。

本年3月に発生した愛媛県今治市の林野火災現場では、本消防組合も緊急消防援助隊広島県隊として、3月25日から3月31日までの7日間、延べ14隊56人が消火活動等

を実施しました。

今後も、地震等の大規模災害に備え、緊急消防援助隊ブロック訓練を中心に、より迅速な参集体制の確立、運用技術の向上及び連携活動能力の強化を図り、応援及び受援体制の確立に努めてまいります。

本年は、全国各地で大規模な火災が相次いで発生いたしました。2月から3月にかけて岩手県大船渡市や岡山県岡山市、愛媛県今治市で林野火災が、11月18日には大分県大分市で180棟以上の建物が被害を受ける火災が発生しました。

本消防組合管内においても、8月1日に神石高原町で焼損面積約8ヘクタールの林野火災が発生し、神石高原町消防団をはじめ自衛隊、各県防災ヘリなど、関係機関の協力を得る中、8月7日に鎮火することができました。組織全体として本火災を振り返り、今回の経験を教訓に今後の災害対応に生かしていけるよう努めてまいります。また、このたびの火災に際し、御協力、御対応を賜りました全ての皆様に心より感謝申し上げます。

近年は、災害が激甚化、複雑化、多様化しており、住民の皆様が防災について考える機会が増え、消防に寄せる期待も一層高まっていると受け止めております。引き続き、関係機関と連携するとともに、災害対応力の向上に努めてまいります。

次に、火災・救急業務の状況についてであります。

お手元に配付いたしております火災・救急統計資料を御覧いただきたいと思っております。

1ページをお願いいたします。本年1月から10月末までの火災発生状況は、表の中段左端に掲げておりますとおり87件で、前年同期と比較いたしまして13件の増となっております。主に建物火災、車両火災が増加したことによるものでございます。また、死者につきましては、表の中ほどにありますように、前年同期と比較し2人減の5人となっております。損害額は、表の右端にありますように2億2,400万円余で、前年同期と比較して8,000万円余の増となっております。

2ページには構成市町別の内訳を掲載しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

続いて、3ページをお願いいたします。本年1月から10月末までの救急出場件数は、表の中段左端に掲げておりますとおり2万2,598件出場し、1万9,503人を搬送しております。前年同期と比較し、出場件数で368件、搬送人員で80人の増加となっております。主な要因としては、急病による救急要請が増加したことによるものでございます。

4ページには構成市町別の内訳を掲載しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思
います。

次に、予防業務についてであります。

本年度10月末までの査察件数は、定期査察と特別査察を合わせ約6,300件となっ
ております。ホテル、旅館、店舗など、不特定多数の人が出入りする防火対象物に加え、
工場、事務所、倉庫などについても定期的に査察を実施しております。引き続き、安心・
安全な防火対象物の確保に向けて取り組んでまいります。

これから年末にかけては火災が多発する時期でもあります。12月20日から31日ま
で、消防関係団体の皆様とともに年末特別火災予防運動を展開し、住民の防火意識の高揚
と火災の発生防止に努めてまいります。

今後とも、住民の皆様の安心と安全の確保に向け、職員が一丸となって取り組んでまい
りますので、引き続き御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、消防業務につつま
しての御報告とさせていただきます。ありがとうございました。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（今岡芳徳） これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において、5番、野村志津江議員及び15番、加藤吉秀議員を
指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（今岡芳徳） 次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（今岡芳徳） 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間と決定いたし
ました。

この際、管理者から挨拶の申し出がありますので、これを許可いたします。

管理者。

管理者（枝広直幹） 本日、12月定例組合議会を招集いたしましたところ、議員各位に

は御参集いただき、誠にありがとうございます。

今回提出しております諸議案の御審議をお願いするに当たり、本年度の消防行政と主要事業の取組状況について御説明申し上げます。

初めに、消防行政についてであります。

今年は、全国各地において大規模火災が多数発生いたしました。先ほど消防局長から報告がありましたとおり、本消防組合管内においても神石高原町で大きな林野火災が発生をいたしました。改めまして、消火活動に当たっていただいた関係機関の皆様方の御協力に感謝申し上げます。

本消防組合では災害対応力の向上を図るため、11月4日に大規模な地震災害を想定した訓練を実施し、警防本部の設置運営をはじめ管内災害状況の把握、緊急消防援助隊の受入れ、応援部隊の災害場所への配置などの確認を行いました。また、本訓練では、構成団体との連携強化に向け、各市町の危機管理担当職員に警防本部の活動について参観していただきました。

次に、本年度の主要事業の取組状況について御説明申し上げます。

まず、車両整備についてであります。

11月に北消防署、西消防署及び深安消防署安田出張所の高規格救急自動車を更新し、運用を開始しています。そのほかの車両についても、年度内の運用開始に向け準備を進めています。

南消防署瀬戸出張所改築事業については、地質調査が終了し、基本設計がまとまったところであります。今後は、2027年度、令和9年度の整備完了に向け、実施設計を進めるとともに、改築先の旧長和保育所の解体工事に着手します。

西消防署沼隈内海出張所改修事業については、非常用電源設備の移設及び照明設備のLED化の工事を進めています。

水上消防署の改修事業については、老朽化した給排水設備の改修と仮眠室の個室化の工事を進めています。

消防局訓練場整備事業については、2027年度、令和9年度の完了に向けて基本設計が終了し、実施設計と整備地の浄水場施設の解体工事を行っているところであります。

本定例会では、報告案件として損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分の報告についてを、議案として令和6年度福山地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定や令和7年度福山地区消防組合一般会計補正予算のほか、条例の一部改正3件を提出しています。

決算についての監査委員の指摘要望事項については、その対応策を講じ、事務事業のより適切かつ効率的な執行に努めてまいります。

今後とも、消防使命達成のため、消防局長を中心に職員一丸となり、消防業務に鋭意取り組んでまいります。何とぞ慎重なる御審議の上、御可決いただきますようお願いを申し上げ、御挨拶といたします。

日程第3 報第1号 損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分の報告について

議長（今岡芳徳） 次に、日程第3 報第1号損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分の報告について説明を求めます。

総務課長。

総務部総務課長（曾根康太） 失礼いたします。

報第1号損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分の報告について御説明申し上げます。

この専決処分は、2025年、令和7年7月15日午後2時頃、西消防署今津出張所の職員が福山市今津町の民家の敷地内において、自動車で走行していたところ、民家の軒に接触し、民家の軒、瓦及び樋を損傷したものです。

その相手方に対する損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により管理者において専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により議会に御報告するものでございます。

賠償金額、賠償及び和解の相手方、専決年月日、専決番号等につきましては、議案に掲げているとおりでございます。どうぞよろしく申し上げます。

議長（今岡芳徳） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（今岡芳徳） これをもちまして報第1号を終了いたします。

日程第4 議第9号 令和6年度福山地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について

議長（今岡芳徳） 次に、日程第4 議第9号令和6年度福山地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

企画管理担当課長。

総務部総務課企画管理担当課長（高卯文紀） 失礼いたします。

議第9号令和6年度福山地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

一般会計歳入歳出決算書の1ページをお願いいたします。歳入歳出決算規模は、歳入決算額69億1,648万9,000円、歳出決算額67億8,981万6,157円で、歳入歳出差引き残額は1億2,667万2,843円となりました。

続いて、2ページから3ページにかけては、歳入の款及び項ごとに予算現額と収入済額との比較までについて記載いたしております。

4ページから5ページにかけては、歳出の款及び項ごとに予算現額と支出済額との比較までについて記載いたしております。

なお、歳入歳出の決算内容につきましては、歳入歳出決算事項別明細書によりまして御説明申し上げます。

6ページから7ページをお願いいたします。歳入ですが、第1款分担金及び負担金の収入済額は64億2,793万5,000円で、歳入総額に占める割合が92.9%となっております。

また、構成団体別の負担金の内訳は、7ページに掲げているとおりであります。

第2款使用料及び手数料の収入済額は946万2,922円で、主なものといたしましては危険物取扱許可等手数料の749万1,200円であります。

第3款国庫支出金の収入済額は6,721万4,000円で、北消防署駅家分署救助工作車及び芦品消防署高規格救急自動車の更新整備に係る消防施設整備費補助金であります。

第4款財産収入の収入済額は1万1,536円で、消防施設等維持整備基金の運用益金であります。

第5款繰入金の収入済額は1,900万円で、南消防署はしご付消防ポンプ自動車分解整備、及び深安消防署安田出張所給排水・空調設備改修に係る消防施設等維持整備基金繰入金であります。

第6款繰越金の収入済額は1億3,490万1,179円で、これは2023年度、令和5年度からの繰越金であります。

8ページから9ページをお願いいたします。第7款諸収入の収入済額は8,766万4,363円で、内訳といたしましては組合預金利子の6,662円と雑入の8,765万7,701円であります。

違約金及び延納利息の不能欠損額22万6,800円につきましては、北消防署外1清掃業務委託に係る違約金であります。

次に、雑入の主なものといたしましては、広島県と福山市へ派遣した職員9人に係る派遣職員給与費負担金7,770万1,046円であります。

第8款組合債の収入済額は1億7,030万円で、主なものといたしましては、北消防署駅家分署救助工作車など、車両の更新整備に係るものであります。

10ページから11ページをお願いいたします。続きまして、歳出であります。

第1款議会費の支出済額は221万7,900円であります。

第2款総務費の支出済額は7,960万8,562円で、主なものといたしましては、消防施設等維持整備基金への積立金6,181万1,536円であります。

12ページから13ページをお願いいたします。第3款消防費の支出済額は61億4,757万7,114円あります。主なものといたしましては、常備消防費の支出済額で58億8,245万7,495円となり、前年度決算に比べ4億1,665万円余の増となりました。

なお、各署所費の節、区分、支出済額につきましては、12ページから15ページにかけて掲げているとおりであります。

14ページ中段、消防施設費をお願いいたします。消防施設費の支出済額は2億6,511万9,619円あります。主なものといたしましては、消防車両等整備事業及び消防局訓練場整備事業によるものであります。

なお、主要な施策につきましては、主要な施策の成果等説明書にお示しをいたしているとおりであります。

第4款公債費の支出済額につきましては、5億6,041万2,581円で、前年度決算と比較し981万円余の減となりました。主な要因といたしましては、2008年度、平成20年度借入れの高機能消防指令センター更新などに係る元金の償還が終了したことによるものであります。

第5款予備費であります。充用はいたしておりません。

19ページから20ページをお願いいたします。財産に関する調書の1、公有財産の状

況であります。土地及び建物、動産につきまして増減はありません。

21ページをお願いいたします。2、物品、重要物品の状況ですが、当年度中における異動は南消防署鞆出張所及び西消防署今津出張所の事務連絡車2台を廃棄し、小型動力ポンプ積載車として2台配備したことによる増減と、西消防署の小型動力ポンプ積載車1台を廃棄し、資機材搬送車を1台配備したことによる増減、及び東消防署の小型動力ポンプ積載車1台を資機材搬送車へ分類替えしたことによる増減であり、年度末現在高は前年度と同様の134点となっております。

22ページをお願いいたします。3、基金の状況につきましては、繰入額が1,900万円、積立額が6,181万1,536円で、年度末現在高は前年度より4,281万1,536円増の2億2,876万3,714円となっております。

以上で令和6年度福山地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定の御説明とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長（今岡芳徳） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（今岡芳徳） これをもちまして質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（今岡芳徳） これをもちまして討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本決算は認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（今岡芳徳） 起立全員であります。したがって、本決算は認定することに決定いたしました。

日程第5 議第10号 令和7年度福山地区消防組合一般会計補正予算

議長（今岡芳徳） 次に、日程第5 議第10号令和7年度福山地区消防組合一般会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

企画管理担当課長。

総務部総務課企画管理担当課長（高卯文紀） 失礼いたします。

議第10号令和7年度福山地区消防組合一般会計補正予算について御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,900万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億2,555万9,000円とするものであります。

2ページをお願いいたします。歳入歳出予算補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額を掲げております。

続きまして、4ページから6ページには、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を掲げております。

7ページをお願いいたします。歳入、第1款分担金及び負担金の項・目、負担金の補正予算額5,234万5,000円の増額につきましては、歳入、繰越金と給与改定等に伴う人件費の増額分を整理するものであります。

各構成市町別内訳につきましては、8ページの節の欄に掲げているとおりであります。

第6款繰越金の項・目、繰越金の補正予算額1億2,666万3,000円の構成団体別の内訳につきましては、8ページの説明欄に掲げているとおりであります。

9ページをお願いいたします。歳出、第2款総務費の項・目、総務管理費、一般管理費の補正予算額6,350万円につきましては、老朽化した消防庁舎改修等の財源確保のため、消防施設等維持整備基金積立金として計上いたしております。

構成団体別積立額は、福山市が4,910万円、府中市が920万円、神石高原町が520万円であります。

第3款消防費の項、常備消防費の補正予算額に伴う各署所費別の内訳につきましては、10ページの節及び説明欄に掲げているとおりであります。この補正予算の内容でございますが、給与改定、職員の変動等に伴います職員給与費及び共済費の増減分を整理するものであります。

11ページをお願いいたします。第5款予備費の項・目、予備費の補正予算額660万8,000円につきましては、会計収支調整のため増額するものであります。

13ページから16ページまでにお示ししている給与費明細書につきましては、一般職

の職員に係ります給与費の補正前と補正後の内容を対比したものであります。

なお、補正予算額の概要につきましては、補正予算議案説明資料にお示しいたしております。

以上で令和7年度福山地区消防組合一般会計補正予算の御説明とさせていただきます。
どうぞよろしく願いいたします。

議長（今岡芳徳） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（今岡芳徳） これをもちまして質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（今岡芳徳） これをもちまして討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（今岡芳徳） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議第11号 福山地区消防組合職員の給与に関する条例の一部改正について

議長（今岡芳徳） 次に、日程第6 議第11号福山地区消防組合職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務部総務課長（曾根康太） 議第11号福山地区消防組合職員の給与に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案説明資料を御覧ください。

まず、改正理由ですが、2025年、令和7年の人事院勧告に伴い、一般職の国家公務員に対して採られる給与改定及び同年の広島県人事委員会勧告に伴い、広島県職員に対し

て採られる給与改定の措置に鑑み、給料表の改定のため所要の改正を行うものであります。

次に、改正内容ですが、給料表の改定につきましては国や県に準じ、消防職給料表の給料月額について、若年層に特に重点を置きつつ全ての職員を対象に引き上げるものであり、平均で月額1万1,353円、3.329%の引き上げとなるものであります。

施行期日等についてであります。

この条例は公布の日から施行し、消防職給料表の改正につきましては2025年、令和7年4月1日から適用することとしております。どうぞよろしく申し上げます。

議長（今岡芳徳） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（今岡芳徳） これをもちまして質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（今岡芳徳） これをもちまして討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（今岡芳徳） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議第12号 福山地区消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

議長（今岡芳徳） 次に、日程第7 議第12号福山地区消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務部総務課長（曾根康太） 失礼します。

議第12号福山地区消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について御説

明申し上げます。

議案説明資料を御覧ください。

まず、改正理由ですが、遺体見分等の業務に従事する職員及び違反防火対象物の取締業務に従事する職員の特殊勤務手当を規定すること並びに他都市消防本部との均衡を踏まえ支給要件等を見直すことにつき、所要の改正を行うものであります。

次に、改正内容ですが、1及び2につきましては、災害に出動し、損傷等が著しい遺体の搬出、移動、見分又は観察に従事した者について1災害につき1,000円を、防火対象物の関係者等に対する違反処理業務に従事した者について1勤務日当たり250円を支給するよう定めるものであります。

3、救急業務に従事する職員に支給する特殊勤務手当につきましては、(1)特定行為を行った者は1件につき600円、(2)特定行為の補助作業を行った者は1件につき400円、(3)救急救命士が救急搬送業務に従事した場合は1件につき400円、当該搬送業務において心肺蘇生を行った場合は500円、救急救命士以外の職員が救急搬送業務に従事した場合は1件につき250円、当該搬送業務において心肺蘇生を行った場合は350円、(4)救急搬送支援業務に従事した場合は1災害につき200円、当該搬送支援業務において心肺蘇生を行った場合は300円を支給するよう改めるものであります。

4、機関員の業務に従事する職員の特殊勤務手当を緊急走行及び緊急航行に従事する職員の特殊勤務手当に改め、大型自動車並びに消防艇及び救助艇の場合は緊急走行又は緊急航行1件につき500円、中型自動車の場合は400円、準中型自動車及び普通自動車につきましては350円を支給するよう定めるものであります。

5、特別消防作業に従事する職員の特殊勤務手当について、高度救助隊にあつては支給金額を350円に改めるものであります。

6、通信指令業務に従事する職員の特殊勤務手当について、支給金額を350円に改めるものであります。

7、災害又は訓練により潜水業務に従事する職員の特殊勤務手当について、潜水業務1件につき500円とし、災害において潜水業務を行う場合は当該業務が1時間を超えるときは1時間を超えるごとに500円を加算するよう改めるものであります。

8、併給禁止の規定に、救急業務に従事する職員のうち特定行為又は特定行為を行うための補助作業を行う者に支給する特殊勤務手当、緊急走行等に従事する職員の特殊勤務手当及び遺体見分等の業務に従事する職員の特殊勤務手当を加えるものであります。

最後に、施行期日等についてであります。

この条例は、2026年、令和8年4月1日から施行することとしております。また、この条例の施行の際、現に特殊勤務手当を支給すべき作業または業務に従事している者に対する経過措置を定めるものであります。どうぞよろしく申し上げます。

議長（今岡芳徳） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（今岡芳徳） これをもちまして質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（今岡芳徳） これをもちまして討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（今岡芳徳） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議第13号 福山地区消防組合火災予防条例の一部改正について

議長（今岡芳徳） 次に、日程第8 議第13号福山地区消防組合火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

予防課長。

総務部予防課長（下見育弘） 失礼いたします。

議第13号福山地区消防組合火災予防条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案説明資料を御覧ください。

このたびの改正は、本年8月29日付け、火災予防条例（例）の一部改正についてが国から通知されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

改正理由といたしましては、本年2月26日に発生した大船渡市林野火災を受けて消防庁において検討会が開催され、報告書が取りまとめられました。この報告書において、林

野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって林野火災予防の実効性を高めることが必要であると提言されたことに伴う改正を行うものであります。

1のたき火に関する事項についてですが、国の運用通知により、たき火行為が明確に示されたため、見直しを行うものであります。

続いて、2の火災に関する警報の発令中における火の使用の制限に関する事項についてですが、(1)として、火災予防条例上の火災に関する警報については消防法に規定するものであることを明確にするものであります。(2)として、火災に関する警報の発令中における山林、原野等での喫煙について制限を追加することとし、屋内での裸火の使用に係る制限については設備、器具等の安全装置の普及を踏まえ規定を削除するものであります。

続いて、3の林野火災の予防に関する事項についてですが、(1)として、管理者は気象状況が林野火災の予防上注意を要すると認めるときは林野火災に関する注意報である林野火災注意報を発することができることとするものであります。(2)として、林野火災注意報が発令された場合は、注意報が解除されるまでの間、組合管内にある者は火の使用の制限に従うよう努めなければならないこととするものであります。(3)として、管理者は危険性を勘案して管内における火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができることとするものであります。

続いて、4の林野火災の予防を目的として火災に関する警報の発令中における火の使用制限についてですが、管理者は林野火災の予防を目的として火災に関する警報である林野火災警報を発したときは危険性を勘案して火の使用制限の対象となる区域を指定することができることとするものであります。

続いて、5の火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出に関する事項についてですが、各種届出については他法令により許可された場合や関係法令等により消防が把握できるものについては届出を不要とするものであります。

その他、規定の整理を行うものであります。

なお、改正後の条例の施行日につきましては、2026年、令和8年3月1日としております。どうぞよろしく願いいたします。

議長（今岡芳徳） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

連石議員。

14番（連石武則） 大船渡の問題が全国的に、それ以外でもかなりの全国各地で頻発して火災が発生しておるといことは十分理解しております。その中でたき火とか、特に福山市とか農村部というか、周辺部においては家庭内で少量の剪定木による火の取扱いとか、田畑における草を刈った後の取扱いとか、ある意味、農業従事者がそういうときに使用する火気については免除されるとか、いろいろ除外規定というのも従前からあったように記憶しておるんですが、また1月になればとんど等が各地域で行われます。そういうことも含めて、改正されるに当たっては住民にしっかりと周知することが必要であるのかなというふうに思っております、そのことについてどういうふうに今後周知等徹底をされていくのか、その辺の詳細について改めてお示しをいただきたいと。

議長（今岡芳徳） 予防課長。

総務部予防課長（下見育弘） 失礼いたします。

林野火災注意報、警報の周知についてのお尋ねですが、1月から2月にかけてホームページ又は広報等により住民周知をしまいる予定にしておりますが、対象とする地域を改めて説明をさせていただきますが、基本的には田畑が該当しないエリアを指定する予定としております。指定するエリアにつきましては、森林法第5条に基づく地域森林計画に基づくいわゆる民有林の地区と、同法の第7条の2項の規定に定めております国有林が対象となっておりますので、田畑等でのたき火、野焼き、剪定して切った後の草木等の焼却については特例で認められているエリアになっておりますので、特段このエリアについて規制をかける予定はしておりません。

周知につきましては、重ねてにはなりますが、1月から2月にかけてホームページ、広報紙、又は今JA福山さんのほうにも広報紙のほうに載せていただくような段取りをさせていただいております。引き続き、1月から2月にかけてしっかりと説明をしていく中で御理解いただくような対応をしまいたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

議長（今岡芳徳） 連石議員。

14番（連石武則） 逆に言えば、私が危惧するのは、皆さん御存じかもしれませんが、周辺部、私は沼隈の人間ですが、田畑と林野が近接しているということなんです。多分、山林火災を起こされているところなんかは特に庭木でのたき火等が風によって流れていったというふうなこともお聞きするというふうなことを考えたときに、今回こういうふうな趣旨で規制をある程度かけるということになったらそういう意味も含めて住民の

方々にそういうふうなたき火について改めて十分注意をしていただくとか、そういう意味も含めて私はそういうふうなお願いといいますか、周知というのを、逆に言えば自治会とかを通じてしっかりと周知していくことが必要じゃないかなというふうに思うんですが、そのへんはいかがでしょうか。

議長（今岡芳徳） 予防課長。

総務部予防課長（下見育弘） 住民への周知のお尋ねになろうかと思えます。

1月、2月の周知を徹底するというお話、先ほどさせていただいたんですけども、その中、地域の交流館だより等でも周知をしていきたいというふうに考えておりました、各公民館だよりの2月に掲載をする中身につきましてこの林野火災注意報、警報の記事を掲載していただくこととしております。

周知につきましては、今後20日から開催されます年末特別火災予防運動の時期も踏まえまして積極的に広報していきたいというふうに思っております。林野火災の原因につきましては基本的にはたき火から延焼して火災になるというケースが多く発生するという状況になっておりますので、日常においてもしっかりと住民の皆様方に注意喚起をしてまいりたいというふうに思っております。どうぞよろしく申し上げます。

議長（今岡芳徳） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（今岡芳徳） これをもちまして質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（今岡芳徳） これをもちまして討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（今岡芳徳） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（今岡芳徳） 以上で本定例会に付議されました事件は全て終了いたしました。

これもちまして令和7年第3回福山地区消防組合議会定例会を閉会いたします。
御協力ありがとうございました。

午前10時46分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

福山地区消防組合議会議長 今岡芳徳

福山地区消防組合議会議員 加藤吉秀

福山地区消防組合議会議員 野村志津江